

令和 7 年度とくしまフューチャーアカデミー委託事業
受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度とくしまフューチャーアカデミー委託事業

(2) 目的

徳島県においては、政策・方針決定過程への女性・若者の参画機会の更なる拡大を図るため、人材発掘及び人材育成機能を備えた実践の場を創設し、女性活躍に向けた研修を開催するとともに、育成した人材が活躍できる機会を提供する「とくしまフューチャーアカデミー事業」を平成 30 年度から実施しているところである。

当事業は、企画・運営・広報を民間事業者等に委託することとし、民間事業者等の持つノウハウや経験を生かした講座の企画・運営・広報を実施することで、より実践的かつ効果的な事業とし、官民一体となった男女共同参画社会を実現することを目的としている。

なお、この業務を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

(5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2, 530 千円

2 企画提案の参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 法人又は法人以外の団体（以下「事業者等」という。）のいずれかであること。

(2) 徳島県内に本社又は事業所を有する者であること。

(3) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

(4) 事業者等及びその代表者が次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置又は指名回避の措置の対象となっている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77

号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者。

オ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者でないこと。

カ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次に該当する者がいる団体
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 企画提案の参加・応募方法

(1) 企画提案書の提出について

次の書類等を作成し、提出すること。

ア 参加表明書(様式第1号) A4判 1部

イ 申込書(様式第2号) A4判 1部

ウ 法人・団体の定款または根本規則のコピー 1部

エ 法人・団体及びその構成員の概要並びに実績が分かる書類(様式自由) A4判
7部

オ 企画提案書(様式自由) A4判 7部

カ 委託業務に係る経費の見積書(様式第3号) A4判 7部

(2) 提出期間

- ・参加表明書 令和7年7月14日(月)午後5時必着
- ・参加表明書以外の書類 令和7年7月22日(火)午後5時必着

(3) 書類の提出方法

持参(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)又は送付(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)によること。ただし、送付による場合は書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部男女参画・青少年課 男女共同参画担当

電話番号：088-621-2177

ファクシミリ：088-621-2843

E-mail：danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

4 審査及び結果通知

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、審査を行い、最優秀提出者を選定する。

※プレゼンテーションによる審査を行う場合がある。

(2) 選定委員会日時

令和7年7月下旬予定

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(4) 選定基準についての質問は受け付けない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。

5 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要領及び仕様書に適合しない場合

オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1参加者につき1件とする。

イ 書類の作成は縦版（片面印刷）横書きとすること。ただし、3（1）エ及びオについての様式はA4判片面印刷であれば自由とする。

ウ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

エ 提出された応募書類の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

オ 提出された応募書類は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

カ 提出された応募書類は、原則返却しない。

キ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

ク 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。

ケ 業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めるものとする。

コ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。

サ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

6 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和7年6月30日（月）から7月9日（水）午後5時まで

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、文書で行うものとし、3（4）まで、書面持参、ファクシ

ミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により回答する。